

証券コード 6676  
平成29年11月24日

株 主 各 位

名古屋市中区大須三丁目30番20号  
株式会社 **メルコホールディングス**  
代表取締役社長 牧 寛之

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、平成29年12月12日（火曜日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

〔郵送により議決権を行使される場合〕

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットにより議決権を行使される場合〕

19ページに記載の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご確認のうえ、議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年12月13日（水曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区大須四丁目9番60号  
ローズコートホテル 三階 アプローズの間
3. 会議の目的事項

### 決 議 事 項

- 第1号議案 株式交換契約承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
  - ◎次に掲げる事項につきましては、当社は法令及び定款第16条の規定により、インターネット上の当社ウェブサイト ([http://melco-hd.jp/ir/zaimu/kabunushi\\_soukai.html](http://melco-hd.jp/ir/zaimu/kabunushi_soukai.html)) に掲載しておりますので、本臨時株主総会招集ご通知には記載しておりません。  
シマダヤ株式会社の最終事業年度に係る計算書類等
  - ◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://melco-hd.jp/>) に掲載させていただきます。

◎本臨時株主総会終了後に**株主懇親会の開催はございません**ので、何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 株式交換契約承認の件

当社とシマダヤ株式会社（以下、「シマダヤ」といいます。）は、平成29年9月4日開催の両社取締役会において、当社を株式交換完全親会社、シマダヤを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本議案において、本株式交換契約についてご承認をいただきたく存じます。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容等は次のとおりです。

#### 1. 株式交換を行う理由

当社並びに当社の子会社及び関連会社（以下、「メルコグループ」といいます。）は、事業活動の支援・経営指導を通じ統括管理を行う当社のもと、周辺機器と金融の事業分野において各分野の特徴に応じた諸施策を展開しております。さらに平成29年3月期から中期ビジョン「ゲートウェイ2.0」を掲げ、誰もが簡単に安心してインターネットに接続でき、より安全で快適にデジタルデータを保存・再生できる喜びをお客様に提供していくことを目指しております。しかし、周辺機器を取り巻く事業環境は、急激な為替変動や内需の低迷・縮小による影響など想定以上のスピードで変化し不透明感の高い状況が続いており、「千年企業」を目指すメルコグループとして、経営基盤をより一層強固なものにすることは重要な経営課題の一つと考えておりました。

一方、シマダヤは、昭和6年の創業以来、独自の研究を重ね品質と安全を追求した近代的な製麺設備を導入するなど「めん製造業界のリーディングカンパニー」として歴史を刻んできた会社で、平成33年度には創業90周年を迎える老舗メーカーです。「おいしい笑顔をお届けします」を経営コンセプトに、家庭用・業務用の分野で事業を展開しており、お客様のニーズや用途に合った商品を幅広く取りそろえ、より多くのお客様へ「おいしい笑顔」をお届けするために、美味しく楽しい食シーンを提案しております。それらを維持・継続していくためには、シマダヤグループとしてフー

ドディフェンスを含む「食の安全・安心」を一層強化することが重要な経営課題の一つと考えておりました。

当社は、平成28年4月15日に「シマダヤ株式会社の株式の取得（持分法適用関連会社化）に関するお知らせ」にて公表したとおり、シマダヤを持分法適用関連会社としております。食の安全に対する関心が高まる中、メルコグループのネットワーク技術及びビストレージ技術を用いた製造プロセスの監視・管理システムのシマダヤでの検証実験等、より安全で高品質な食品をお客様へお届けするシステムサポートを通じ、食の安全性訴求事業化を目指してまいりました。

本株式交換により、当社及びシマダヤ両社の協業関係を一段と強化でき、両社が保有している重要課題を迅速かつ確実に解決でき、それがお客様をはじめステークホルダーの皆様の幸せや喜びにつながるものであるとの判断と、森の経営を目指すメルコグループとして株式会社バッファローに次ぐ大きな木としてグループの永続的な発展に寄与してくれるものであるとの判断から、本株式交換を実施することといたしました。

## 2. 本株式交換契約の内容の概要

本株式交換契約の内容は、後記の別紙1記載のとおりです。

## 3. 会社法施行規則第193条に定める内容の概要

### (1) 対価の相当性に関する事項

#### ① 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	シマダヤ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.395
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：3,800,249株（予定）	

(注1) 本株式交換に係る割当比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）

当社は、本株式交換により当社がシマダヤの発行済株式（当社が保有するシマダヤの株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）におけるシマダヤの株主の皆様（但し、当社を除きます。）に対し、その保有するシマダヤの普通株式1株に対して、当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）0.395株を割当て交付いたし

ます。なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式数

本株式交換により交付される当社株式は3,800,249株の予定であり、当社は、本株式交換に際し、当社が保有する自己株式（平成29年10月31日時点4,123,323株）を充当する予定であり、新たに株式の発行を行わない予定です。なお、シマダヤは、基準時の直前の時点においてシマダヤが保有している自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取によってシマダヤが取得する自己株式を含みます。）の全部を基準時の直前の時点において消却することを予定しているため、実際に当社が交付する上記株式数は修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主様が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

i. 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対し、自己の保有する単元未満株式とあわせて1単元（100株）となる数の当社株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

ii. 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対し、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるシマダヤの株主の皆様に対しては、当社は、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社の株式

を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

② 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

シマダヤは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

③ 剰余金の配当

シマダヤは、平成29年12月13日に開催予定の当社及びシマダヤの臨時株主総会の決議により本株式交換契約について承認を受けることを条件として、平成30年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されたシマダヤ株式を保有する株主の皆様又は登録株式質権者の皆様に対して、期末配当を行う予定であります。

④ 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(ア) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠及び理由

上記3.(1)①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の決定にあたっては、下記(エ)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社は、株式会社大和総研(以下、「大和総研」といいます。)を、シマダヤはアクトアドバイザーズ株式会社(以下、「アクトアドバイザーズ」といいます。)を、それぞれ株式交換比率算定のための第三者算定機関として選定いたしました。

当社は、下記(エ)「公正性を担保するための措置」及び(オ)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である大和総研から受領した株式交換比率算定書、当社、シマダヤ、並びに当社及びシマダヤの大株主である株式会社マクス(以下、「マクス」といいます。))と重要な利害関係を有しない法務アドバイザーである弁護士法人ほくと総合法律事務所(以下、「ほくと総合法律事務所」といいます。)からの助言、当社、シマダヤ及びマクスとの間で利害関係を有しない外部の有識者で構成される第三者委員会(詳細については、下記(オ)(ii)「当社における、利害関係を有しない第三者委員会からの意見書の取得」に記載のとおりです。)から受領した意見書並びにシマダヤに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を勘案し、慎重に協議・検討いたしました。その結果、本株式交換比率は、下記(イ)(ii)「算定の概要」に記載のと

おり、大和総研から受領した株式交換比率の算定結果の範囲内であり、当社の株主の皆様のご利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により株式交換を行うことが妥当であると判断し、平成29年9月4日に開催された両社の取締役会にて本株式交換を行うことを決定し、両者間で株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

#### (イ) 算定に関する事項

##### (i) 算定機関の名称並びに当社及び相手会社との関係

当社の第三者算定機関である大和総研は、当社、シマダヤ及びマキスから独立した算定機関であり、当社、シマダヤ及びマキスの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、シマダヤの第三者算定機関であるアクトアドバイザーズは、当社、シマダヤ及びマキスから独立した算定機関であり、当社、シマダヤ及びマキスの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

##### (ii) 算定の概要

上記(ア)「本株式交換に係る割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、当社及びシマダヤは、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、当社は、大和総研を、シマダヤはアクトアドバイザーズを第三者算定機関としてそれぞれ選定し、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、以下の内容を含む株式交換比率算定書を取得いたしました。

大和総研は、当社については、当社が東京証券取引所第一部及び名古屋証券取引所第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を採用して算定を行いました。

シマダヤについては、非上場会社であり、市場株価が存在しないため、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用

して算定を行いました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は以下のとおりです。

採用手法		普通株式交換比率の算定結果
当社	シマダヤ	
市場株価法	DCF法	0.34 ~ 0.46

市場株価法では、当社について、平成29年9月1日を基準日として、当社株式の東京証券取引所第一部における基準日の終値、平成29年8月2日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、平成29年6月2日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値及び平成29年3月2日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を用いて評価を行いました。

DCF法では、シマダヤについて、シマダヤの事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮したシマダヤの財務予測に基づき、シマダヤが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。それらの結果を基に株式交換比率のレンジを0.34~0.46として算定しております。

大和総研は、本株式交換比率の算定に際して、当社及びシマダヤから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びシマダヤとその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼を行っておりません。大和総研の株式交換比率の算定は、平成29年9月1日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、シマダヤの財務予測については、シマダヤにより現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としています。

なお、大和総研が上記DCF法の算定の基礎としたシマダヤの事業計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はございません。また、DCF法の算定の基礎としたシマダヤの財務予測は本株式交換の実施を前提としたものではありません。

一方、アクトアドバイザーズは、当社については、当社が東京証券取引所第一部及び名古屋証券取引所第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、それに加えて当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それぞれ採用して算定を行いました。

シマダヤについては、非上場会社であり、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は以下のとおりです。

採用手法		普通株式交換比率の算定結果
当社	シマダヤ	
市場株価法	DCF法	0.36 ～ 0.54
類似会社比較法	DCF法	0.36 ～ 0.55

市場株価法では、当社について、平成29年9月1日を基準日として、当社株式の東京証券取引所第一部における基準日の終値、平成29年8月2日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、平成29年6月2日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値及び平成29年3月2日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を用いて評価を行いました。

類似会社比較法では、当社の事業内容及び事業規模との類似性を考慮し、複数の類似会社を算定したうえ、企業価値に対する償却前営業利益の倍率を用いて評価を行いました。

DCF法では、シマダヤについて、シマダヤの事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮したシマダヤの財務予測に基づき、シ



マダヤが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。それらの結果を基に株式交換比率のレンジを0.36～0.55として算定しております。

アクトアドバイザーズは、本株式交換比率の算定に際して、当社及びシマダヤから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びシマダヤとその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼を行っておりません。アクトアドバイザーズの株式交換比率の算定は、平成29年9月1日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、シマダヤの財務予測については、シマダヤにより現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としています。

なお、アクトアドバイザーズが上記DCF法の算定の基礎としたシマダヤの事業計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はございません。また、DCF法の算定の基礎としたシマダヤの財務予測は本株式交換の実施を前提としたものではありません。

(ウ) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換に伴い、当社が上場廃止となる見込みはありません。

(エ) 公正性を担保するための措置

本株式交換においては、マキスが当社株式38.15%及びシマダヤ株式44.46%を保有するそれぞれの大株主であることから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、支配株主との重要な取引等を行う場合に準じて以下のとおり公正性を担保するための措置を講じております。

(i) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社及びシマダヤは、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、当社は和総研を、シマダヤはア

クトアドバイザーズを第三者算定機関として選定し、それぞれ本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、株式交換比率算定書を取得しました。算定書の概要は、上記(イ)「算定に関する事項」の(ii)「算定の概要」をご参照ください。

なお、当社及びシマダヤは、いずれもそれぞれの第三者算定機関から、本株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書(いわゆるフェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

#### (ii) 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換に関する法務アドバイザーとして、ほくと総合法律事務所を選任し、ほくと総合法律事務所から、当社としての意思決定方法及び過程並びに本株式交換に関する諸手続等に関する法的助言を受けております。なお、ほくと総合法律事務所は、当社、シマダヤ及びマクスから独立しており、当社、シマダヤ及びマクスとの間で記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

#### (オ) 利益相反を回避するための措置

本株式交換においては、マクスが当社株式38.15%及びシマダヤ株式44.46%を保有するそれぞれの大株主であり、マクスを通じて相互に利益相反が生じ得る構造が存在することから、支配株主との重要な取引等を行う場合に準じて以下のとおり利益相反を回避するための措置を講じております。

##### (i) 当社における利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見

平成29年9月4日開催の当社の取締役会では、当時当社の代表取締役会長であった牧誠と代表取締役社長である牧寛之、取締役副社長である松尾民男を除く取締役の全員一致で、本株式交換に関する審議及び決議を行いました。また、監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

当社の取締役のうち牧誠及び牧寛之は、本株式交換の直接の相手方であるシマダヤの取締役ではないものの、同社の大株主であるマクスの取締役を兼任しておりますので、利益相反回避の観点から、当社の取締役会における本株式交換に関する審議及び決議に参加し

ておらず、当社の立場において本株式交換に関する協議及び交渉に参加していません。また、当社の取締役のうち松尾民男は、シマダヤの取締役を兼任しておりますので、利益相反回避の観点から、当社の取締役会における本株式交換に関する審議及び決議に参加しておらず、当社の立場において本株式交換に関する協議及び交渉に参加していません。

(ii) 当社における、利害関係を有しない第三者委員会からの意見書の取得

当社は、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、平成29年8月4日に、当社、シマダヤ及びマキスとの間で利害関係を有しない外部の有識者である水野信次氏（弁護士、日比谷パーク法律事務所）、宮下央氏（弁護士、TMI総合法律事務所）、及び関口崇氏（公認会計士、スリーアローズ財務コンサルティング株式会社）の3名によって構成される第三者委員会（以下、「第三者委員会」といいます。）を設置し、本株式交換を検討するにあたって、第三者委員会に対し、（a）本株式交換の目的の正当性、（b）本株式交換における本株式交換比率の妥当性、（c）本株式交換の手続の適正性、（d）これらの点を踏まえ、本株式交換に係る意思決定が当社の少数株主にとって不利益なものであるか否かについて、諮問いたしました。

第三者委員会は、平成29年8月4日以降平成29年9月1日までに会合を合計4回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて臨時協議を行う等、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討にあたり、当社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、並びに本株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯及び決定過程についての説明を受けております。また、当社の法務アドバイザーであるほくと総合法律事務所から、本株式交換に係る当社取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する説明を受けております。

第三者委員会は、かかる経緯の下、上記説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本株式交換に係る意思決定は、当社少数株主にとって不利益なものでないと考えられる旨の意見書を、平成29年9月4日付で、当社の取締役会に対して提出いたしました。

- (2) 株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額に関する定め の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、当社が別途定める額とします。かかる取扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えています。

- (3) シマダヤの最終事業年度に係る計算書類等

シマダヤの最終事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）に係る計算書類等の内容は、当社は法令及び定款第16条の規定により、インターネット上の当社ウェブサイト（[http://melco-hd.jp/ir/zaimu/kabunushi\\_soukai.html](http://melco-hd.jp/ir/zaimu/kabunushi_soukai.html)）に掲載しておりますので、株主総会参考書類には掲載しておりません。

- (4) シマダヤの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等  
該当事項はありません。

- (5) 株式交換当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

①当社

（自己株式の取得）

当社は、平成28年7月25日開催の取締役会決議に基づき、平成29年4月1日から平成29年7月25日までの間に自己株式467,800株（買付総額1,506,898,500円）の取得を行いました。

また、平成29年7月26日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月31日までの間に自己株式24,400株（買い付け総額85,313,000円）の取得を行いました。

②シマダヤ

該当事項はありません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

#### (1) 目的事項の変更

第1号議案が原案どおりに承認可決され、本株式交換の効力が発生した場合には、シマダヤは持株会社である当社が支配・管理する事業会社の一人となります。このことを反映させるため、本株式交換の効力が発生することを条件として、当社の目的事項を変更するものであります。

#### (2) 本店の所在地の変更

同様に本株式交換の効力発生により、東京都に本社を置くシマダヤが当社グループに加わることとなります。これに伴い、グループ経営の機動性を高めるため東京都にも当社の本社を置くことが適切であると判断したため、本株式交換の効力が発生することを条件として、定款所定の本店所在地を東京都中央区に変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生することを条件として、本株式交換の効力発生日である平成30年4月1日に効力が発生するものとします。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. 各種事業を営む会社の株式を取得、所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. 次の各号の事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)</u>その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理すること</p>

現行定款	変更案
<p>2. <u>各種企業に対する経営指導及び経理、人事等の管理業務受託</u></p> <p>3. 特許権、商標権、実用新案権、意匠権及び著作権の取得、貸与並びに売買</p> <p>4. 不動産の賃貸及び売買並びに仲介</p> <p>5. 金銭の貸付、その代理及び貸借の媒介並びに保証</p> <p>6. 前各号に付帯する一切の業務 (本店の所在地)</p> <p>第3条 当会社は本店を<u>名古屋市</u>に置く。</p>	<p>(1) <u>デジタル家電及びコンピュータ周辺機器の開発、製造、販売及び関連サービスの提供</u></p> <p>(2) <u>投資運用業、投資助言・代理業及び金融商品仲介業</u></p> <p>(3) <u>食料品の製造及び販売</u></p> <p>(4) <u>前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>2. 前項の会社等に対する経営指導及び経理、人事等の管理業務受託</p> <p>3. 特許権、商標権、実用新案権、意匠権及び著作権の取得、貸与並びに売買</p> <p>4. 不動産の賃貸及び売買並びに仲介</p> <p>5. 金銭の貸付、その代理及び貸借の媒介並びに保証</p> <p>6. 前各号に付帯する一切の業務 (本店の所在地)</p> <p>第3条 当会社は本店を<u>東京都中央区</u>に置く。</p>

以上

## 株式交換契約書

株式会社メルコホールディングス（以下「甲」という。）及びシマダヤ株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（株式交換）

乙は、本契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

### 第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に定めるとおりである。

(1) 甲：株式交換完全親会社

商号 株式会社メルコホールディングス  
住所 名古屋市中区大須三丁目30番20号

(2) 乙：株式交換完全子会社

商号 シマダヤ株式会社  
住所 東京都渋谷区恵比寿西一丁目33番11号

### 第3条（株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載または記録された株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の合計数に0.395を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、各本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.395株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。

3. 前項の規定に従って本割当対象株主のそれぞれに対して割り当てる甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

#### 第4条（本株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成30年4月1日とする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第5条（資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が定める。

#### 第6条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を求めるものとする。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を求めるものとする。

#### 第7条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行及び財産の管理・運営を行い、本契約に別途定めるものを除き、自己の資産内容、財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は将来収益計画（併せて、以下「資産内容等」と総称する。）に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行うものとする。

#### 第8条（誓約事項）

甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日までの間に、本契約に別途定めるものを除き、自己の資産内容等に重大な影響を及ぼすおそれのある事象その他本株式交換の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある事象が判明又は発生した場合には、相手方に対して、速やかに書面によりその旨及び当該事象の内容を通知しなければならないものとする。



## 第9条（剰余金の配当の限度額）

1. 乙は、本効力発生日後平成30年6月末日までの間に開催される定時株主総会において、平成30年3月末日時点における乙の株主に対し、総額312百万円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、前項に定める場合を除き、本契約締結後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

## 第10条（自己株式の消却）

乙は、本契約第6条第2項の規定に従って本契約についての株主総会の承認が得られた場合には、本効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議に従い、基準時の直前の時点において乙が保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む）の全部を、基準時の直前の時点（但し、当該買取りがあった場合には、当該買取りの効力が生じた後に限る。）において消却する。

## 第11条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号に該当する場合には、その効力を失うものとする。

- (1) 甲において、本契約第6条第1項の規定に従って本契約についての株主総会の承認が得られなかった場合
- (2) 乙において、本契約第6条第2項の規定に従って本契約についての株主総会の承認が得られなかった場合
- (3) 本契約第11条に従い本契約が解除された場合
- (4) 法令（金融商品取引所規則を含む。）上、本株式交換に関して要求される関係官庁（金融商品取引所を含む。）の承認等が得られないことが客観的に明らかとなった場合

## 第12条（本契約の変更及び合意解除）

甲及び乙は、本契約締結後から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の何れかの資産内容等に重大な影響を及ぼす事象その他本株式交換の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明又は発生した場合には、協議し合意の上、本契約の変更又は解除を行うことができるものとする。

第13条（協議事項）

本契約に規定のない事項、又は本契約の条項の解釈について疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年9月4日

（甲）

名古屋市中区大須三丁目30番20号  
株式会社メルコホールディングス  
代表取締役社長 牧 寛之

（乙）

東京都渋谷区恵比寿西一丁目33番11号  
シマダヤ株式会社  
代表取締役社長 木下 紀夫

## インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

### 記

1. インターネットによる議決権行使は、パソコン、タブレット又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)をご利用いただくことによつてのみ可能です。  
インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」が必要となりますので、ご確認ください。なお、議決権行使ウェブサイトは、スマートフォン以外の通常の携帯電話を用いたインターネットではご利用できませんのでご了承ください。
2. インターネットによる議決権行使は、株主総会前日「平成29年12月12日（火曜日）」の午後5時45分までとなりますので、お早めに行使してください。
3. 郵送とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
4. インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
5. インターネット接続にファイアウォール等をご利用の事業会社等で、通信を制限されている場合、ご利用いただけないことがありますのでご了承ください。
6. パソコン、タブレット又はスマートフォンでの議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネットへの接続料金・通信料等は株主様の負担となります。

以上

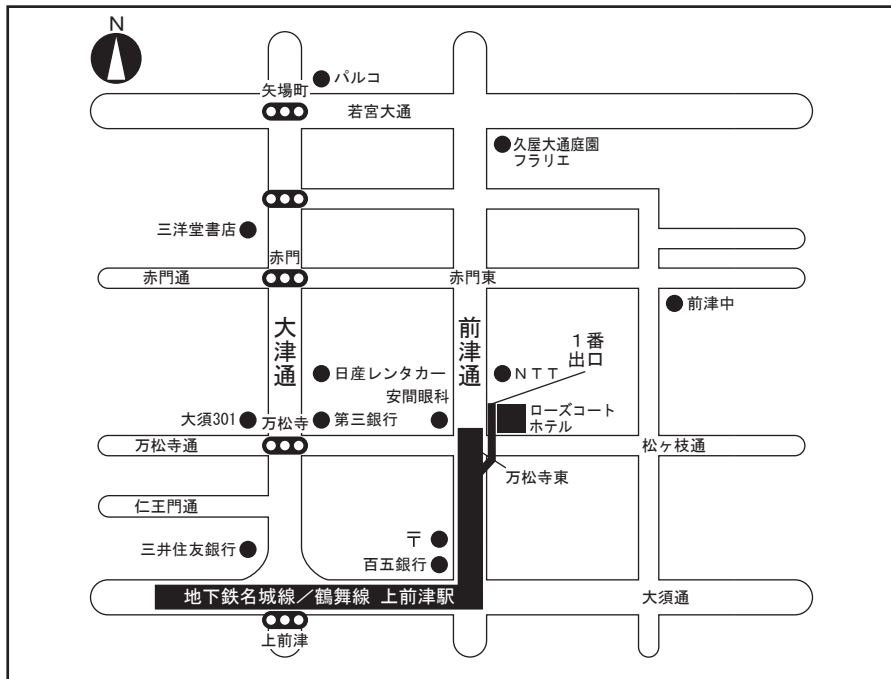
#### システムに関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00 通話料無料)

# 株式会社メルコホールディングス 株主総会会場ご案内図

株主総会は、ローズコートホテル（三階 アプローチの間）で開催いたしますので、ご出席の際は下記の案内図をご参照ください。

場所 名古屋市中区大須四丁目9番60号  
ローズコートホテル 三階 アプローチの間  
TEL (052) 269-1811



【交通機関】 地下鉄名城線又は鶴舞線「上前津」駅①番出口

- 名古屋駅から  
地下鉄東山線（藤が丘方面）に乗車（2区）→栄駅一名城線（左回り）に乗車（2区）  
→上前津駅下車①番出口
  - 金山駅から  
地下鉄名城線（右回り）に乗車（2区）→上前津駅下車①番出口
- ※駐車場が少ないため公共交通機関のご利用を願いたします。

